

倉吉市告示第 144 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、当該特定空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 14 条第 10 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 10 月 21 日

倉吉市長 広田 一恭



1 建築物の所在地等

- (1) 所 在 倉吉市鍛冶町二丁目 2876 番地
- (2) 家屋番号 2876 番
- (3) 種 類 居宅
- (4) 建物構造 木造 2 階建て
- (5) 床面積 164.6 m²（建物登記情報）

2 特定空家等に対する必要な措置

所有者等は、1 の建築物の除却を 3 の期限までに行うこと。

なお、同日までに除却を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委託した者（以下「市長等」という。）が、当該建築物の除却をする。

3 措置の期限

令和 4 年 11 月 4 日

4 動産等の取扱い

市長等が 2 の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3 の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、5 の問合せ先へ通知すること。

5 問合せ先

倉吉市建設部建築住宅課

電 話 0858-22-8175

ファクシミリ 0858-22-8140